

番 号  
平成 年 月 日

(北海道農地・水・環境保全向上対策協議会経由)  
農林水産省農村振興局長 殿

〇〇活動組織  
代表 〇〇 〇〇 印

## 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金) に係る採択申請書

農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知)別紙2第4の3の(1)に基づき、下記のとおり関係書類を添えて向上活動支援交付金に係る事業の採択を申請する。

### 記

- 農地・水保全管理支払交付金の実施に関する協定書
- 向上活動支援交付金に係る活動計画
- 組織の規約
- 別添資料 1. 交付金の振込先

様式第102号(国参考様式第26号)

(その1:共同活動支援及び向上活動支援の両方を記載する場合)

## 農地・水保全管理支払交付金の実施に関する協定書

農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知)に基づき、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)と■町(以下「町」という。)及び■土地改良区(以下「土地改良区」という。)は、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### (目的)

第1条 この協定は、北海道■町〇〇に存する農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を図る活動及び水路・農道等の施設の長寿命化を図る活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

#### 【共同活動支援交付金】

##### (協定期間)

第2条 共同活動支援に係る協定期間は、平成■年■月■日から平成■年■月■日までとする。

##### (協定の対象となる資源)

第3条 共同活動支援に係る協定の対象となる資源は、別紙「共同活動支援交付金に係る活動計画」の第1に定めるとおりとする。

##### (実施計画)

第4条 活動組織が実施する共同活動支援に係る活動は、別紙「共同活動支援交付金に係る活動計画」の第2に定めるとおりとする。

#### 【向上活動支援交付金】

##### (協定期間)

第5条 向上活動支援に係る協定期間は、協定締結の日から平成■年■月■日までとする。

##### (協定の対象となる区域及び施設)

第6条 向上活動支援に係る協定の対象となる区域及び施設は、別紙「向上活動支援交付金に係る活動計画」の2の(1)から(3)に定めるとおりとする。

##### (実施計画)

第7条 活動組織が実施する向上活動支援に係る活動は、別紙「向上活動支援交付金に係る活動計画」の2の(6)に定めるとおりとする。

##### (工事の施行に関する条件)

第8条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の手続きを経て、土地改良区に無償で譲渡することができるものとする。



様式第103号(国参考様式第26号)

(その2: 向上活動支援についてのみ記載する場合)

## 農地・水保全管理支払交付金の実施に関する協定書

農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知)に基づき、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)と■町(以下「町」という。)及び■土地改良区(以下「土地改良区」という。)は、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### (目的)

**第1条** この協定は、北海道■町〇〇に存する水路・農道等の施設の長寿命化を図る活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

#### (協定期間)

**第2条** 向上活動支援に係る協定期間は、協定締結の日から平成■年■月■日までとする。

#### (協定の対象となる区域及び施設)

**第3条** 向上活動支援に係る協定の対象となる区域及び施設は、別紙「向上活動支援交付金に係る活動計画」の2の(1)から(3)に定めるとおりとする。

#### (実施計画)

**第4条** 活動組織が実施する向上活動支援に係る活動は、別紙「向上活動支援交付金に係る活動計画」の2の(6)に定めるとおりとする。

#### (工事の施行に関する条件)

**第5条** 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の手続きを経て、土地改良区に無償で譲渡することができるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区と協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

#### 【その他】

##### (町、土地改良区の役割)

**第6条** 町又は土地改良区は、協定の対象区域において、活動組織が第4条に定める実施計画とは別に、次の事項を行う。

(1) . . . . .必要に応じて記述 . . . . .

##### (その他)

**第7条** この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、町又は土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。



計画策定年月

平成〇〇年〇月

農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る活動計画

活動組織名

〇〇活動組織

所在地

北海道■■■町〇〇

## 1. 目的

--

## 2. 活動計画

施設の長寿命化を図るための取り組みの対象区域、対象施設、対象活動、活動期間については以下のとおりとする。

### (1) 向上活動支援交付金(施設の長寿命化のための活動への支援)の対象区域、対象施設

施設の長寿命化のための活動の対象区域、対象施設は別紙のとおり。

### (2) 向上活動支援交付金(施設の長寿命化のための活動への支援)の対象区域

農用地	田	畑	草地	計
面積	a	a	a	a

(注)対象農用地は農振農用地とする。

### (3) 向上活動支援交付金(施設の長寿命化のための活動への支援)の対象施設

農業用施設	水路			農道	ため池
	用水路	排水路	パイプライン		
数量	km	km	km	km	箇所

(注)対象区域において、対象活動組織(集落)が管理する農地周りの水路、農道等の施設について記入する。

### (4) 向上活動支援交付金(施設の長寿命化のための活動への支援)により補修・更新等を行う施設

農業用施設	水路			農道	ため池
	用水路	排水路	パイプライン		
数量	km	km	km	km	箇所

### (5) 活動期間

活動開始年度	活動終了年度	向上活動支援 交付金交付年数
平成 年度	平成 年度	年

(6)実施計画

対象施設		対象活動		数量	年度計画				
					H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
活動組織が管理する施設	水路 (開水路、パイプライン)	水路本体	補修						
		更新等							
		付帯施設	補修						
			更新等						
	農道	農道本体	補修						
			更新等						
		付帯施設	補修						
			更新等						
		ため池	ため池本体	補修					
	更新等								
	付帯施設		補修						
			更新等						



### 3. 交付金額

#### (1) 年当たり交付金額

地目	対象農用地面積	交付単価		年当たり 交付金額 (円)
		国	北海道、市町村	
田	a	1,700 円/10a	1,700 円/10a	
畑	a	300 円/10a	300 円/10a	
草地	a	200 円/10a	200 円/10a	
総額				

(注) 交付金算定の対象農用地面積は、農振農用地面積とする。

#### (2) 活動期間の総額

(単位:円)

交付金額		
国	北海道、市町村	交付金額計
①	②	③=①+②

### 4. 活動組織の役割等

活動組織においては本対策の実施のため、以下の役割等を担うこととする。


--

(注) 当該地区の活動計画に基づき施設の長寿命化のための活動を実施する上で、対象活動組織の構成員が担う役割等について、地区の状況に応じて記載。

## 別紙

### 施設の長寿命化のための活動の対象区域、対象施設

活動組織名：〇〇活動組織



(注) 対象区域、対象施設の位置図を添付し、補修、更新等を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

様式第105号(国参考様式第25号)

(その1:共同活動支援及び向上活動支援の両方についての規約)

## 〇〇活動組織 規約

平成■■年■月■日制定

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を北海道■■町〇〇に置く。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による共同活動を通じ■■■■に存する農地・農業用水などの資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ること、水路・農道等の施設の長寿命化を図ること、■■等に資することを目的とする。

### 第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(備考)

活動組織の設定に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表■名、書記■名、会計■名、監査役■名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この■■を代表し、■■の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、■■の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、平成■■年■月とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### 第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
  - 三 その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

#### (総会の権能)

- 第8条** 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- 一 共同活動支援に係る活動計画の設定又は変更、収支決算及び実施に関すること。
  - 二 向上活動支援に係る活動計画の設定又は変更、収支決算、年度実績報告及び実施に関すること。
  - 三 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
  - 四 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

#### (総会の議決方法等)

- 第9条** 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、前条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
  - 3 総会の議決は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行うものとする。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
  - 5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

#### (特別議決事項)

- 第10条** 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。
- 一 活動組織規約の変更
  - 二 活動組織の解散
  - 三 構成員の除名
  - 四 役員解任

### 第5章 事務、会計及び監査

#### (書類及び帳簿の備付け)

- 第11条** 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- 一 活動組織規約
  - 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
  - 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
  - 四 その他代表が必要と認めた書類

**（書類の保存）**

**第12条** 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

**（事業及び会計年度）**

**第13条** 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**（資金）**

**第14条** 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。

- 一 共同活動支援交付金
- 二 向上活動支援交付金
- 三 その他の収入

**（事務経費支弁の方法等）**

**第15条** 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

**（活動計画の作成）**

**第16条** 活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

**（予算の実施）**

**第17条** 予算の執行者は、代表とする。

**（予算の流用）**

**第18条** 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

**（金銭出納の明確化）**

**第19条** 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にいき、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

**（金銭の収納）**

**第20条** 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

**（領収証の徴収）**

**第21条** 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

**（財産の管理）**

**第22条** 向上活動支援に係る活動により更新を行った施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

**（物品の管理）**

**第23条** 活動組織が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及びき損のな

いよう、適正に管理するものとする。

#### (決算及び監査)

**第 24 条** 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、向上活動支援に係る年度実績報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の■日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後■日以内に総会の承認を受けなければならない。

### 第 6 章 活動組織規約の変更

#### (規約の変更)

**第 25 条** この規約を変更した場合は、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会長を經由し、農林水産省農村振興局長に報告をしなければならない。

### 第 7 章 雑則

#### (細則)

**第 26 条** 農地・水保全管理支払交付金実施要綱、農地・水保全管理支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成■■■年■月■日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員を選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成■■■年■月■日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第 16 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 活動組織の設立初年度の会計年度については、第 13 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から採択通知のあった年度の 3 月 31 日までとする。

#### (備考)

附則第 4 項において、「この規約の施行の日から」は、「平成■■■年■月■日から」とすることができる。

#### (備考)

活動組織規約の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

様式第106号(国参考様式第25号)  
(その2:向上活動支援のみについての規約)

## 〇〇活動組織 規約

平成■■年■月■日制定

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を北海道■■町〇〇に置く。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による共同活動を通じ■■■■に存する水路・農道等の施設の長寿命化を図ること、■■等に資することを目的とする。

### 第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(備考)

活動組織の設定に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

### 第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表■名、書記■名、会計■名、監査役■名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

- 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 代表は、この■■を代表し、■■の業務を統括する。
- 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 書記は、■■の活動の事務等を行う。
- 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、平成■■年■月とする。

- 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### 第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

- 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
  - 三 その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

#### (総会の権能)

**第8条** 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 向上活動支援に係る活動計画の設定又は変更、収支決算、年度実績報告及び実施に関すること。
- 二 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 三 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

#### (総会の議決方法等)

**第9条** 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、前条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議決は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行うものとする。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

#### (特別議決事項)

**第10条** 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

### 第5章 事務、会計及び監査

#### (書類及び帳簿の備付け)

**第11条** 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

#### (書類の保存)

**第12条** 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存すること



とする。

**(事業及び会計年度)**

**第 13 条** 活動組織の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

**(資金)**

**第 14 条** 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。

- 一 向上活動支援交付金
- 二 その他の収入

**(事務経費支弁の方法等)**

**第 15 条** 活動組織の事務に要する経費は、第 14 条の資金をもって充てる。

**(活動計画の作成)**

**第 16 条** 活動計画を作成し、総会の議決を得てこれを定める。

**(予算の実施)**

**第 17 条** 予算の執行者は、代表とする。

**(予算の流用)**

**第 18 条** 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

**(金銭出納の明確化)**

**第 19 条** 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

**(金銭の収納)**

**第 20 条** 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

**(領収証の徴収)**

**第 21 条** 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

**(財産の管理)**

**第 22 条** 向上活動支援に係る活動により更新を行った施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

**(物品の管理)**

**第 23 条** 活動組織が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

- 第 24 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、年度実績報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の■日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後■日以内に総会の承認を受けなければならない。

## 第 6 章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

- 第 25 条 この規約を変更した場合は、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会長を経由し、農林水産省農村振興局長に報告をしなければならない。

## 第 7 章 雑則

(細則)

- 第 26 条 農地・水保全管理支払交付金実施要綱、農地・水保全管理支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成■■年■月■日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員を選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成■■年■月■日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第 16 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 活動組織の設立初年度の会計年度については、第 13 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から採択通知のあった年度の 3 月 31 日までとする。

(備考)

附則第 4 項において、「この規約の施行の日から」は、「平成■■年■月■日から」とすることができる。

(備考)

活動組織規約の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

【別紙】

添付様式105号(国添付様式25)、添付様式106号(国添付様式25)

## 構成員一覧表

〇〇活動組織の構成員及び役員は以下のとおり。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

2. 役員

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考

3. 構成員

(1) 〇〇集落

① 農業者

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考

② 農業者以外

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考

(2) ■■集落

① 農業者

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考

② 農業者以外

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考

(3) 団体

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考

(注) 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

交付金の振込先

1. 交付金振込口座

金融機関名							支店名								
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金															
口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)							種目								
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>														<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知	

《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》

口座番号	記号		番号(右詰めで記入)													
			<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>													

2. 口座名義

フリガナ			
口座名義			
住所	( 〒                      )	都道 府県	市区 町村

農林水産省農村振興局長 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘



## 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る採択申請報告書

平成〇〇年度において、別紙のとおり採択申請書の提出があったので、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2262号農村振興局長通知)第5の6の(2)に基づき、下記関係書類を添えて、提出する。

### 記

#### 1. 採択申請整理表

添付資料 1. 活動組織(集落)が提出した採択申請書



(様式第108号)

番 号  
年 月 日

〇〇活動組織  
代表 〇〇 〇〇 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘 印

## 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に 係る採択承認通知書の送付について

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る事業の採択について、農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知)別紙2第4の3の(2)に基づき、別紙のとおり、承認されたので送付する。

については、農地・水保全管理支払管理支払交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知)第4条第1項の(2)の規定により、農林水産大臣あて及び北海道農地・水・環境保全向上対策協議会長あての交付申請書を北海道農地・水・環境保全向上対策協議会に提出されたい。

なお、申請書の提出期限については、平成 年 月 日と定めたので御了知願いたい。

番 号  
平成 年 月 日

(北海道農地・水・環境保全向上対策協議会経由)  
農林水産省農村振興局長 殿

〇〇活動組織  
代表 〇〇 〇〇 印

## 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金) に係る採択内容の変更承認申請書

農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知)別紙2第4の4に基づき、下記のとおり関係書類を添えて向上活動支援交付金に係る事業の採択内容の変更承認を申請する。

### 記

1. 農地・水保全管理支払交付金の実施に関する協定書
2. 向上活動支援交付金に係る活動計画
3. 組織の規約

1 添付書類については、「1. 農地・水保全管理支払交付金の実施に関する協定書」、「2. 向上活動支援交付金に係る活動計画」及び「3. 組織の規約」のうち、変更があったものを添付すること。



農林水産省農村振興局長 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘



## 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に 係る採択内容の変更承認申請報告書

平成〇年度において、別紙のとおり採択内容の変更承認申請書の提出があったので、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2262号農村振興局長通知)第5の7の(2)に基づき、下記関係書類を添えて、提出する。

### 記

#### 1. 採択申請整理表

添付資料 1. 活動組織(集落)が提出した採択内容の変更承認申請書



(様式第111号)

番 号  
年 月 日

〇〇活動組織  
代表 〇〇 〇〇 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘 印

## 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に 係る採択内容の変更承認通知書の送付について

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る事業の採択内容の変更について、農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知)別紙2第4の3の(2)に基づき、別紙のとおり、承認されたので送付する。

については、農地・水保全管理支払管理支払交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知)第6条第1項の規定により、農林水産大臣あて及び北海道農地・水・環境保全向上対策協議会長あての交付申請書を北海道農地・水・環境保全向上対策協議会に提出されたい。

なお、申請書の提出期限については、平成 年 月 日と定めたので御了知願いたい。

### 〈施行注意〉

1. 採択内容の変更の場合に、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第6条第1項の申請が必要ない場合には、本文中の「については、農地・水保全管理支払管理支払交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知)第6条第1項の規定により、農林水産大臣あて及び北海道農地・水・環境保全向上対策協議会長あての交付申請書を北海道農地・水・環境保全向上対策協議会に提出されたい。なお、申請書の提出期限については、平成 年 月 日と定めたので御了知願いたい。」を削除すること。

別記様式第2号(第4の(2)関係)

申請先	
国宛	道協議会宛

平成 年度 農地・水保全管理支払交付金交付申請書

番 号  
平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会長 眞野 弘 殿

住 所 北海道■■町○○  
組織名 ○○活動組織  
代表者名 代表 ○○ ○○



平成 年度農地・水保全管理支払交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請する。  
なお、事業の内容等は、平成 年 月 日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

記

1. 交付申請額

事業費	交付申請額		その他
	国分	地方分	
円	円	円	円

2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と道協議会宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。
- 2 採択申請時等に提出した規約、協定、活動計画又は交付金の振込先の内容から変更がある場合は、変更後の規約、協定、活動計画又は交付金の振込先を添付し提出すること。
- 3 前記2により、交付申請書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり申請する。」を「関係書類を添えて申請する。」とし、活動計画の変更がある場合については、「なお、事業の内容等は、平成 年 月 日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。

別記様式第3号(第4の(2)関係)

平成 年度 農地・水保全管理支払交付金交付申請報告書

番 号  
平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所 札幌市中央区北5条西6丁目1-23  
団体名 北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
代表者名 会 長 眞 野 弘 印

平成 年度において、別紙のとおり交付申請書の提出があったので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知）第4の(2)のイに基づき、下記関係書類を添えて、提出する。

記

1. 交付申請整理表（別紙第1）

(注) 整理表とともに対象活動組織（集落）が提出した交付申請書を提出すること。



〇〇活動組織  
代表 〇〇 〇〇 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘 印

## 平成 年度農地・水保管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る交付金の交付決定の通知について

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度向上支援交付金に係る地方公共団体の交付金（以下「交付金」という。）については、向上活動支援に係る業務方法書第5条の3に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

### 記

- 1 交付金の対象となる区分及び交付金の額は次のとおりです。

経費区分	交付申請額	交付決定額
向上活動支援交付金	円	円

※ 記載の額は、北海道及び関係市町村の交付金です。

- 2 向上活動支援交付金に係る業務方法書第4条の4のイによる当該年度の交付決定額の増減、同項のエまたは同項のオの採択内容の変更があった場合は、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会長（以下「道協議会長」という。）の承認を受けなければなりません。
- 3 この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがあります。交付金の額の確定があった後においても、また同様とします。
  - (1) この交付金を他の用途に使用したとき。
  - (2) 交付金に係る事業の執行に関し、この交付金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件、その他法令又はこれに基づく地域協議会長の処分に違反したとき。
  - (3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- 5 前項の規定による処分に関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を地域協議会に納付しなければなりません。

- 6 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を地域協議会に納付しなければなりません。
- 7 交付金に係る事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を交付金の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければなりません。ただし、交付金に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 8 交付金に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 9 前項の財産うち、1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ地域協議会長の承認を受けなければなりません。ただし、交付金の全部に相当する額を地域協議会に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数に相当する期間を経過した場合若しくは交付金に係る事業の完了の年の翌年から起算して10年を経過した場合は、この限りではありません。
- 10 8の財産を、地域協議会長の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがあります。
- 11 活動組織は、法令の定めによるほか、北海道農地・水保全管理支払事業補助金交付要領（平成23年4月1日付け農設第1号農政部長通知）の定めに従わなければなりません。



別記様式第4号(第6関係) (その2:対象活動組織(集落))

申請先	
国宛	道協議会宛

平成 年度 農地・水保全管理支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号  
平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会長 眞 野 弘 殿

住 所 北海道■■町○○  
組織名 ○○活動組織  
代表者名 代表 ○○ ○○



平成 年度に交付決定通知のあった事業の実施について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請する。

なお、事業の変更内容等は、平成 年 月 日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

記

1. 交付申請額

事業費	交付申請額		その他
	国分	地方分	
円	円	円	円

注：予算額を上段括書、変更申請額を下段に記載すること。

2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と道協議会宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。
- 2 採択申請時等に提出した規約、協定又は活動計画の内容から変更がある場合は、変更後の規約、協定又は活動計画を添付し提出すること。
- 3 採択申請時等に提出した活動計画の内容から変更がある場合は、「なお、事業の内容等は、平成 年 月 日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。

番 号  
年 月 日

〇〇活動組織  
代表 〇〇 〇〇 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘 印

## 平成 年度農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る交付金の交付決定の通知について

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度向上支援交付金に係る地方公共団体の交付金(以下「交付金」という。)については、向上活動支援に係る業務方法書第6条の2に基づき、下記のとおり変更することに決定したので通知します。  
ただし、次の事項を守らなければなりません。

### 記

- 1 この承認の内容は、平成 年 月 日付け交付金変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の交付金の対象となる区分及び交付金の額は、次のとおりです。

経費区分	変更前		変更前	
	交付申請額	交付決定額	交付申請額	交付決定額
向上活動支援交付金	円	円	円	円

※ 記載の額は、北海道及び関係市町村の交付金です。

別記様式第5号(第7関係)

平成 年度 農地・水保全管理支払交付金概算払請求書

番 号  
平成 年 月 日

(北海道農地・水・環境保全向上対策協議会経由)

農林水産大臣 殿  
支出官 農林水産省大臣官房経理課長 殿

住 所 北海道■■町○○  
組織名 ○○活動組織  
代表者名 代表 ○○ ○○

印

平成 年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

記

1. 請求金額 金 円

2. 請求金額の内訳

平成 年 月 日現在

経費区分	交付決定額 ① 円	既受領額 ② 円	今回請求額 ③		残高 ①-(②+③) 円
			金額 円	月 日まで予定出来高 %	

3. 事業の完了予定 平成 年 月 日

(様式第114号)

平成 年度 農地・水保全管理支払交付金概算払請求書

番 号  
平成 年 月 日

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘 殿

住 所 北海道■■町○○  
組織名 ○○活動組織  
代表者名 代表 ○○ ○○



平成 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について概算払を受けた  
いので、下記のとおり請求する。

記

1. 請求金額 金 円

2. 請求金額の内訳

平成 年 月 日現在

経費区分	交付決定額 ① 円	既受領額 ② 円	今回請求額 ③		残 高 ①-(②+③) 円
			金 額 円	月 日まで予 定出来高 %	

3. 事業の完了予定 平成 年 月 日

(様式第115号)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘 印

**平成 年度 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支  
援交付金)に係る概算払請求書の提出について**

平成 年度において、別紙のとおり概算払請求書の提出があったので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知)第7に基づき、提出する。

添付様式115号(参考)  
概算払請求整理表

平成 年度提出分

都道府県名	市町村名	地方負担分の交付団体名	活動組織(集落)番号	活動組織(集落)名	1 請求金額	2 請求額の内訳					3 事業の完了予定	
						交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額③				残高
								金額	予定出来高			
									日付	%		
北海道 計				集落	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	

(様式第116号)

番 年 月 日  
号 日

〇〇活動組織  
代表 氏 名 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘 印

### 平成 年度農地・水保全管理支払交付金(向上活動 支援交付金)に係る概算払について

平成 年 月 日付け第 号で概算払請求のあった向上活動支援交付金については、向上活動支援交付金に係る業務方法書第7条第3項に基づき、次のとおり概算払を決定したので通知します。

#### 記

1. 概算払額 金 円

2. 概算払額の内訳

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回概算額 ③	残 高 ①-(②+③)
向上活動支援交付金	円	円	円	円

※内訳に記載の額は、北海道及び関係市町村の交付金です。

別記様式第6号(第9関係)

平成 年度 農地・水保全管理支払交付金遂行状況報告書

番 号  
平成 年 月 日

(北海道農地・水・環境保全向上対策協議会経由)  
農林水産大臣 殿

住 所 北海道■■町○○  
組織名 ○○活動組織  
代表者名 代表 ○○ ○○



平成 年度農地・水保全管理支払交付金の事業の遂行状況について、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第9に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 事業遂行状況

区 分	事業費(A)	事業の遂行状況(B) (平成 年 月 日)	進捗率 (B)/(A)	備 考
	円	円		



(参考様式第117号)

平成 年 月 日  
番 号

農林水産大臣 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘 印

**平成 年度 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支  
援交付金)に係る遂行状況報告書の提出について**

平成〇年度において、別紙のとおり遂行状況報告書の提出があったので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知)第9の(2)のアに基づき、提出する。

報告先	
国宛	道協議会宛

平成 年度 農地・水保全管理支払交付金実績報告書

番 号  
平成 年 月 日

(■■町経由)  
農林水産大臣 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会長 眞野 弘 殿

住 所 北海道■■町〇〇  
組織名 〇〇活動組織  
代表者名 代表 〇〇 〇〇

印

平成 年度において交付決定のあった農地・水保全管理支払交付金に係る事業について、下記のとおり、報告する。

記

1. 交付金の精算額

事業費	交付金の精算額		その他
	国分	地方分	
円	円	円	円

注：予算額を上段括書、精算額を下段に記載すること。

2. 交付決定日 平成 年 月 日

3. 事業完了日 平成 年 月 日

4. 事業の成果

対象施設		事業量		金額 (円)
		補修	更新等	
水路 (開水路) (パイプライン)	水路本体	m	m	
	付帯施設	箇所	箇所	
農道	農道本体	m又は 箇所	m	
	付帯施設	箇所	箇所	
ため池	堤体本体	箇所	箇所	
	付帯施設	箇所	箇所	
事務費				
計				

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と道協議会宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。
- 2 採択申請時等に提出した規約、協定、活動計画又は交付金の振込先の内容から変更がある場合は、変更後の規約、協定、活動計画又は交付金の振込先を添付し提出すること。
- 3 前記2により、実績報告書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり報告する。」を「関係書類を添えて報告する。」として提出すること。

番 号  
平成 年 月 日

(北海道農地・水・環境保全向上対策協議会経由)  
農林水産大臣 殿

〇〇市町村長



## 平成 年度 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る実施状況報告書

農地・水保全管理支払交付金に係る協定を締結した活動組織について実施状況の確認を行ったので、農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付22農振第2261号農村振興局長通知)別紙2第6の2の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

### 記

#### 1. 実施状況確認表

(注) 確認表とともに、活動組織が提出した実績報告書を提出すること。



添付様式118(国添付様式37) 添付様式119  
 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に  
 係る実施状況確認表

平成

年度

(2/2)

都道府県名	市町村名	地方負担分の交付団体名	活動組織(集落)番号	活動組織(集落)名	事業の成果(事業量)													
					水路				農道				ため池				(農地に係る施設)	
					水路本体		付帯施設		農道本体		付帯施設		堤体本体		付帯施設		(施設名)	
					補修(m)	更新等(m)	補修(箇所)	更新等(箇所)	補修(m又は箇所)	更新等(m)	補修(箇所)	更新等(箇所)	補修(箇所)	更新等(箇所)	補修(箇所)	更新等(箇所)	補修(〇)	更新等(〇)
〇〇市町村 計				集落	0	0			0	0			0	0			0	0

(注)農地に係る施設については、都道府県が策定する対象施設・対象活動に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとする。

様式第119号

番 号  
平成 年 月 日

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘 殿

〇〇市町村長



## 平成 年度 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る実施状況報告書

農地・水保全管理支払交付金に係る協定を締結した活動組織について実施状況の確認を行ったので、向上活動支援交付金に係る業務方法書第11条の2に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

### 1. 実施状況確認表

別記様式第9号(第10の(2)関係)

平成 年度 農地・水保全管理支払交付金実績取りまとめ報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所 札幌市中央区北5条西6丁目1-23  
団体名 北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
代表者名 会 長 眞 野 弘 印

平成 年度において、別紙のとおり実績報告書の提出があったので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知）第10の(2)のイに基づき、下記関係書類を添えて、提出する。

記

1. 実績報告整理表（別紙2）

注： 整理表とともに、対象活動組織（集落）が提出した実績報告書及び市町村が提出した実施状況報告書を提出すること。





別紙2  
実績報告整理表

平成 年度

(2/2)

都道府県名	市町村名	地方負担分の交付団体名	活動組織(集落)番号	活動組織(集落)名	事業の成果(事業量)													
					水路				農道				ため池				(農地に係る施設)	
					水路本体		付帯施設		農道本体		付帯施設		堤体本体		付帯施設		(施設名)	
					補修(m)	更新等(m)	補修(箇所)	更新等(箇所)	補修(m又は箇所)	更新等(m)	補修(箇所)	更新等(箇所)	補修(箇所)	更新等(箇所)	補修(箇所)	更新等(箇所)	補修(〇)	更新等(〇)
北海道 計				集落	0	0			0	0			0	0		0	0	

注:農地に係る施設については、都道府県が策定する対象施設・対象活動に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとする。

(様式第120号)

番 号  
年 月 日

〇〇活動組織  
代表 〇〇 〇〇 殿

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘 印

## 平成 年度 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る交付金の額の確定通知及び支出について

平成 年 月 日付け第 号をもって提出された平成 年度農地・水保全管理支払交付金実績報告書により、平成 年度 月 日付け第 号による交付決定通知に係る地方公共団体の交付金(以下「交付金」という。)の額 円は、向上活動支援に係る業務方法書第11条第4項に基づき、金 円に確定したので通知する。

また、既に交付した交付金 円との差額金 円が別途支出されるので通知する。

### 〈施行注意〉

- 既に交付した交付金の額が確定額を上回る場合、標題の「支出」を「返還」と置き換えるものとする。
- 前記1の場合には、本文中の「また、既に交付した交付金 円との差額金 円が別途支出されるので通知する。」を「なお、業務方法書第6条第1項に基づき、既に交付した交付金 円との差額 円の返還を命ずる。また、返還の期限は、この通知日から 日とする」と置き換えるものとする。
- 交付金の精算払及び返還がない場合には、標題の「支出」及び本文中の「また、既に交付した交付金 円との差額金 円が別途支出されるので通知する。」を削除するものとする。